

## 第13回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨

### 1. 開催概要

日時	平成31年1月22日（火） 10時00分～11時15分			
場所	大宮区役所 南館301会議室			
出席者	<p><b>【学識】</b>            ・埼玉大学 理工学研究科 教授 久保田 尚            ・埼玉大学 理工学研究科 准教授 小嶋 文</p> <p><b>【交通管理者】</b>            ・埼玉県警察本部 交通規制課 課長 萩野 長武            (道路協議係長 生天目 実一)            ・大宮警察署 交通課 課長 綾木 誠一            (交通規制係長 北道 明)</p> <p><b>【道路管理者】</b>            ・さいたま市 建設局 北部建設事務所 所長 反町 央            (次長 小泉 勉)</p> <p><b>【沿線自治会】</b>            ・吉敷町1丁目自治会 会長 関口 彰一            ・吉敷町3丁目自治会 会長 山戸 彰            ・浅間町1丁目自治会 会長 秋山 悅男            ・浅間町2丁目自治会 会長 井端 清美            ・仲町3丁目自治会 会長 山田 雄俊            ・東町1丁目自治会 会長 澤田 好雄</p> <p><b>【協議会】</b>            ・氷川の杜まちづくり協議会 会長 小峯 政昭            ・〃 副会長 山田 とも子            ・〃 副会長 本島 紋次郎            ・〃 副会長 横山 好之</p>			
欠席者	<p><b>【沿線自治会】</b>            ・吉敷町2丁目自治会 会長 花俣 幸太郎            ・吉敷町4丁目自治会 会長 大澤 規郎            ・大門町3丁目自治会 会長 逸見 裕一            ・下町明美会 会長 小笠原 恒夫</p>			
配布資料	・席次表、委員名簿 ・資料1 歩行者専用化施設の設置について ・資料2 氷川参道のデザインの考え方について ・資料3 歩行者専用化後の効果検証について ・資料4 今後のスケジュールについて ・参考資料1 第12回 氷川参道歩行者専用化検討協議会 議事要旨 ・参考資料2 氷川参道周辺図 ・参考資料3 氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱			



## 2. 議題

発言者	内容
<b>(1) 歩行者専用化施設の設置について</b>	
事務局	～資料1 歩行者専用化施設の設置について説明～
	・意見なし
<b>(2) 氷川参道のデザインの考え方について</b>	
	～資料2 氷川参道のデザインの考え方について説明～
委 員	・自転車の交通規制については押し歩きでなく、徐行ということで決まったと記憶している。規制の説明をされる際には徐行を強調して書いて頂くよう検討していただきたい。
事務局	・規制を行う前の周知の際には“自転車は徐行”もしくは“降りて通行してください”と明記して周知にあたりたいと思う。
座 長	・8頁に（「押し歩き」などを路面に表示）とあるが。
事務局	・設え等はワークショップを受けて変わってきている。この設えを活かしつつ啓発ができる方法を検討していきたい。参道の工事をする前に先ずは車両通行止め工事を行うので、その際に車止め等を利用して通行者へ何かしら表記を行いたいと考えている。
座 長	・徐行している自転車に対して降りてくれというのは、法的にはできない。徐行は違法ではないはず。 ・法律に則った表現で、歩行者も自転車の方も混乱しない表現方法にした方がいいのではないか。
事務局	・表記内容を警察と協議し、法的に問題ないかを確認した上で、皆様に周知していく。
委 員	・マラソンランナーや学校のグループなど、相当な数で走ってくる時があり、お年寄りには危ないと感じる。ランナーを排除する線引きは難しいが、歩行者専用にしようという一番の目的へ戻ると、どうなのか。今後ランナーは増えていくだろうと予想されるが、一本東側の通りを走ってもらえた有難い。走る方々は自転車同様、お年寄りや幼児連れや車椅子の方と速度が全く違うので心配である。参道を走るなら早朝や夜間に走ってもらいたい。
事務局	・氷川の杜まちづくり協議会の皆様と共に啓発活動に尽力していきたい。モラルの範囲になるので今すぐに対応策は考えられないが、粘り強く啓発活動を行っていくしかないのではないかと思う。
座 長	・主催団体がわかる場合については、参道の趣旨を説明してコースから外していただくよう願い出ることは可能かもしれないが、個人の方には難しい。粘り強く活動していくしかないのではないか。
<b>(3) 歩行者専用化後の効果検証について</b>	
事務局	～資料3 歩行者専用化後の効果検証について説明～
委 員	・6頁の通りに現状の一方通行の状況があるが、歩専化後に交通状況が変わった際、このまま一方通行を維持するのか、または相互通行にするのか、吉敷三丁目等、図以外の通りの一方通行についての考え方について教えてほしい。

発言者	内容
会長	・片倉新道の一方通行をどうするのかについてだと思うが、それに関しては決まってはいないと思う。今後、大宮警察署等から意見などもらい決定していくと思われる。
事務局	・一方通行については決まっていない。今後実施する効果検証で各道路の車両増減を含めて全体的に検討を進めていきたい。
事務局	・片倉新道を参考に説明すると、歩行者専用区間の少し北にある、6頁の赤い部分を車両通行止めにする場合には車の流れを調査し、参道に車が流れないようにどこを一方通行にするのか、また終日規制、あるいは時間帯規制にするのか規制方法も含めて検討していきたい。 ・その他の一方通行については今のところは現状通りとし、変えない方向。 今後、様々な調査をしたうえで道路管理者や交通管理者等と相談し、何年かに亘って協議をしていくものと思う。
座長	・東側生活道路のハンプ設置についての効果検証は考えていないのか。
事務局	・社会実験で効果検証を行った。実設置してからは考えていない。
座長	・当たり前の対策であるということだと理解した。
委員	・東側生活道路は規制があり狭い道路のため、歩専化後に産業道路との間にある広い道路や浅間神社の東側の道に車が流れていく気がしてならない。現にタクシーが流れてきている。配慮の対象になっているのか。
事務局	・全体的にデータを取ったなかで交通量が大きく増えるようであれば安全対策などの検討を行いたい。
委員	・2頁の交通実態調査の対象になっているということでいいか。
事務局	・調査対象になっている。
委員	・浅間神社の東側の道は南側に歩道橋があり、南大通東線に出られないため有効な道路ではない。知っている人は通らない。
委員	・現在でも中央通りが混んでいる時、片倉新道のあたりから浅間神社の東側の道に車が入ってきてている。プロは有効な道路を知っていて活用している。なので、東側生活道路の規制と無関係ではないと考えている。近くに住んでいる者として感覚的なことを進言させていただいた。
座長	・生活道路にあまり交通量が入ってくるのは望ましくない。交通量が増えるようであれば対策も検討しなければならない。
委員	・産業道路から左折して浅間神社の東側の道に出て駅前通りに出られる。信号がないからである。東町の信号は入れないから手前で曲がって入っていく。タクシーはけっこうやっている。それが増える可能性はある。
座長	・そういう懸念も念頭において調査をお願いする。
(4) 今後のスケジュールについて	
事務局	～資料4 今後のスケジュールについて説明～
座長	・歩行者専用化は2019年度内か。

発言者	内容
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2019年度内に行うが具体的な日程は決まっていないので、決まり次第周知する。</li> <li>・ 次回の検討協議会は8月頃を予定している。</li> </ul>
(5) その他について	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見なし</li> </ul>

以上